

第77回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第1日)

平成29年6月6日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	矢内 作夫
	11番	石黒 永剛	12番	西岡 正
	13番	平岡 きぬゑ	14番	岡本 安夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
職員職氏名	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	加藤逸生
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期決定の件
- 日程第 3. 行政報告について
- 日程第 4. 報告第 1 号 平成 28 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5. 報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（H29.5.23 専決第 15 号）
- 日程第 6. 報告第 3 号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について
- 日程第 7. 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（H29.3.31 専決第 1 号））
- 日程第 8. 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例について（H29.3.31 専決第 2 号））
- 日程第 9. 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町一般会計補正予算（6 号・H29.3.31 専決第 3 号））
- 日程第 10. 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（5 号・H29.3.31 専決第 4 号））
- 日程第 11. 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（4 号・H29.3.31 専決第 5 号））
- 日程第 12. 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（5 号・H29.3.31 専決第 6 号））
- 日程第 13. 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（5 号・H29.3.31 専決第 7 号））
- 日程第 14. 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（4 号・H29.3.31 専決第 8 号））
- 日程第 15. 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（4 号・H29.3.31 専決第 9 号））
- 日程第 16. 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（3 号・H29.3.31 専決第 10 号））
- 日程第 17. 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（5 号・H29.3.31 専決第 11 号））
- 日程第 18. 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（4 号・H29.3.31 専決第 12 号））
- 日程第 19. 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（4 号・H29.3.31 専決第 13 号））
- 日程第 20. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（2 号・H29.3.31 専決第 14 号））
- 日程第 21. 議案第 56 号 財産の取得について（教育用パソコン等）
- 日程第 22. 議案第 57 号 町道路線の変更について
- 日程第 23. 議案第 58 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24. 議案第 60 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25. 議案第 59 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26. 議案第 61 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

- 日程第 27. 議案第 62 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28. 議案第 63 号 佐用町工場立地法準則条例の制定について
- 日程第 29. 議案第 64 号 平成 29 年度 佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 30. 議案第 65 号 平成 29 年度 佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について
- 日程第 31. 請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 32. 委員会付託について
- 追加日程 1 第 1. 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書（案）

午前 09 時 30 分 開会

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。開会に当たり一言御挨拶申し上げます。

6 月に入りました。5 月から非常にいい天候が続いております。おかげで農作業、特に田植えのほうは、順調にはかどっているんじゃないかなというふうに思っております。

逆に、水不足が、ちょっと懸念されるのですけれども、この週末からは、少し雨が降るということで、ちょっと、一息つこうかなと思いますが、逆に、この反動がきて大雨にならないかなということが心配されます。

ということで、また、ここのとこ朝晩、少し冷え込むということで、それぞれ体調管理に気をつけていただいて、ご精励いただきますようよろしくお願いします。

それでは、座って失礼します。

本日、ここに、第 77 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位に、また、町当局の皆様にはおそろいでご参集賜り、まことに御苦労さまです。

去る 5 月 25 日に第 68 回兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、その席上におきまして同会の会長より、岡本義次議員が自治功労者表彰を受けられております。本当におめでとうございます。引き続きご活躍するようお願いします。

また、当議会広報紙が、第 31 回町村議会広報全国コンクールにおきまして、奨励賞企画・構成部門賞を受賞いたしましたのでご報告しておきます。

さて、今期定例会には、専決処分承認、平成 29 年度一般会計補正予算など、報告 3 件、承認 14 件、議案 10 件、請願 1 件の計 28 件が付議されております。

議員各位には、これらの諸案件につき慎重なるご審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会の御挨拶とします。

それでは、町長、御挨拶をお願いします。

町長（庵途典章君） 改めまして、おはようございます。早朝から御苦労さまです。

本当に 6 月に入りましたが、ここのとこ非常に爽やかな天気が続いております。この天気も今日までで、明日から雨の予報が出ております。いよいよ梅雨も近いかなという感じがいたすところでもあります。

お話のように、田植えは連休あたりから順次順調に進められておりますけれども、かなり水不足になっているようでもあります。そろそろ梅雨に入って、少し雨がほしいなということではないかと思っておりますけれども、また、梅雨に入れば、うとうしいジメジメした天気が待っております。それぞれお体に十分ご留意いただいて、健康に留意いただいて、ま

た、ご活躍をいただきたいと思います。

さて、本定例議会には、議長から御挨拶ありましたように、28年度の3月末で専決をさせていただきました補正予算、最終補正予算、また、29年度の若干の補正予算等、また、条例の改正等提案をさせていただきます。また、後ほど、それぞれ提案説明、また、説明をさせていただきますが、28年度、一応、無事決算ができました。28年度の最終専決予算で公債費の繰上償還を3億7,000万円余り新たにさせていただきます、また、公共施設等の整備基金に1億7,000万円余りを積み立てていくことができました。

それぞれ、そうした形で決算を結ぶことができました。安定した形での決算が28年度もできたのではないかなというふうに思っております。

あと、そういう内容につきまして、それぞれまた、よく説明をさせていただきますので、慎重、ご審議をいただきまして、また、承認を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 　　ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第77回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長であります。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（岡本安夫君） 　　日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名します。11番、石黒永剛君。12番、西岡正君。

以上、両君にお願いします。

日程第2．会期決定の件

議長（岡本安夫君） 　　続いて日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月6日から6月21日までの16日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） 　　ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月6日から6月21日までの16日間と決定しました。

ここで、あらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思っておりますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第3．行政報告について

議長（岡本安夫君）

続いて日程第3、行政報告に入ります。

町長から行政報告を受けます。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、1点目は、平成30年度、来年度の職員採用の募集についてを報告をさせていただきます。

平成29年度末の退職予定者数は、一般行政職7名、保育士2名、技能労務職3名の合計12名でございます。

採用につきましては、一般行政職5名を予定をさせていただきます。そのうち1名につきましては、障害者法定雇用率確保のための身体障害者枠として採用を考えております。

あと、保育士2名、保健師1名、管理栄養士1名の合計9名の採用を予定をしております。また、技能労務職につきましては、正規職員補充ではなく再任用制度の活用又は非常勤職員での対応とする予定でございます。これによりまして、平成30年4月1日時点で、全職員が256名となり定員適正化計画に則った人員となっております。

以上で、平成30年度の採用職員の募集についての報告させていただきます。

この募集につきましては、この後、広報等で募集をさせていただき、例年どおり9月に町村会による一次試験、その後、面接試験等を行ってまいります。

それから、次に、土砂災害特別警戒区域指定に向けての、これは、兵庫県の取り組みであります。報告をさせていただきます。

兵庫県が行います土砂災害特別警戒区域指定に向けての取り組みについてのご報告を申し上げます。

平成26年8月の広島市の土砂災害を受けて、基礎調査の一層の促進を図り、土砂災害から国民の生命等を守るために、土砂災害防止法が改正をされ、平成31年度までに土砂災害特別警戒区域指定に向けて兵庫県光都土木事務所が主体となり、基礎調査を完了させる目標を設定し、本年度から3カ年で佐用町域を調査されることとなりました。

初年度となる本年度は、石井地域、海内地域で取り組みが予定をされております。取り組みにつきましては、それぞれ現地調査が入りますので、この点については、調査される区域にあらかじめ自治会長等に説明をして、調査員が、その地域内に入っていくということになります。

そういうことで、兵庫県が3カ年でこの調査を完了するというのでありますので、今年度非常に区域的には少ないのですけれども、多分、計画では、あと次年度、3年目ですね、全ての区域を調査をされるということ聞いておりますので、報告をさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（岡本安夫君）

以上で行政報告は、終わりました。

日程第4．報告第1号 平成28年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（岡本安夫君） それでは、日程第4に入ります。

日程第4、報告第1号、平成28年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第1号、平成28年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

まず、一般会計でございますが、個人番号カード交付事業など3事業、繰越額合計3,193万円の財源内訳は、国県支出金1,043万円、地方債1,960万円、一般財源が190万円でございます。

特定環境保全公共下水道事業特別会計につきましては、特定環境保全公共下水道事業の繰越額が4,440万円、その財源は、国県支出金2,175万円、地方債600万円、一般財源1,665万円でございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 35款の15項、道路橋梁費の分ですね、これについてのちょっと、説明をお願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 建設課長。

建設課長（横山重明君） 土木費の道路橋梁費、道路新設改良事業で1,250万円繰り越し等しております件につきましては、町道頭様線、大坪で行ってございました工事で、当初、電柱移転等予定しておったのですが、その移転時期の調整が遅れて、工事自体も遅れるということで繰越事業とさせていただいております。

現在、工事のほうは、ほぼ完了し、後片づけ、後精算等という段階になっております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その道路の部分の延長とか、そういうなんは、ちょっと中身をもう

少し、具体的なことはどんなんですか。

〔建設課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、建設課長。

建設課長（横山重明君） 延長については、ちょっと、はっきりした数字は覚えておりませんが、工事の内容としましては、元々、道路が狭かったところで、国道から侵入したところから待避所がわりということで、カーブ中から工事の終点までの間を拡幅するといった工事になっております。

議長（岡本安夫君） よろしいか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

日程第 5．報告第 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて（H29.5.23 専決第 15 号）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 5、報告第 2 号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて、平成 29 年 5 月 23 日専決第 15 号）について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました報告第 2 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、南光ひまわり館の駐車場におきまして、相手方の軽自動車が進入了りました際に、駐車場入口に設置をされた側溝ふたが跳ね上がったことで、軽自動車が破損をした損害につきまして、町に損害賠償責任が生じ、相手方との賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げます。

事故の概要は、平成 29 年 3 月 17 日、午後 3 時 30 分ごろ、南光ひまわり館駐車場におきまして、相手方軽自動車が駐車場に進入しました際に、駐車場と県道若桜下三河線の境界に設置をしております側溝の鋼製溝蓋が跳ね上がり、車体に接触したことで、ギアボックスやオイルパン等を損傷したというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方に対し車両修理費等の 100 パーセントに相当する額として、相手方に 49 万 9,046 円を支払う内容で、5 月 23 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例の規定により、損害の賠償額を定め和解することについて専決処分をいたしたところでございます。

今回の事故を教訓に町の施設や道路の点検管理を強化して再発防止に努めているところでございますので、ご理解をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長（岡本安夫君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） いたし方がないところがあると思います。これは、不可抗力的なことで、この後、やっぱり今、町長言うたように、後の事故の起きんようにどうするかというのを、何か、例えば、溝ふた1つだったら跳ね上げるけれど、それらを結んで、ずっと連結しておいたら、そういう1つの跳ね上がる部分じゃなくて、そういうことがある程度防げるのじゃないか思いますけれど、そこらへん、ここだけじゃなくても、ほかのとも踏まえて、どういう今後の対策として立てますか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、説明を申し上げましたように、そうしたところが、どうしても側溝、道路との境界のところ、そうしたグレーチングというものが設置されております。経年劣化によって、がたついたり、また、非常に重量物が通ったりして、グレーチング、そのふたが曲がったりして、ガタガタとすると。それによって、場合によって、跳ね上がるというような事故が起きるという可能性、今回が、そういう状況になったので、各施設点検をして、そうした今言われるような部分については、取かえをするというまでもいなくても、そうした事故が起きないような対策、危険ながたついているところについては、連結するとか、そういう対処をさせております。

ただ、これ側溝のふたも、町が設置してなくて、例えば、道路改良の時に県道であれば、県に設置してもらっているというようなところもあるのですね。

ただ、それが終わった後、管理上、どうしても、そういう場所は駐車場なら駐車場としての管理みたいな形になります。どちらかが責任を持たなきゃいけないという形になります。

重量物、それも鋼製のふたで、荷重によって大きさ、厚さとか強度が違うのですけれども、なかなか、それを十分なものにするというのは、非常に高く、お金もかかりますし、実際に重量制限をするというのも、これもなかなか難しいところもあります。

そういう意味で、その施設を管理している者が、日ごろ注意をして、そういうところを見て、もし、そういう支障があれば対策をとるということ、こういうことを、また、これからより一層気をつけていきたいと思っております。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第6．報告第3号 兵庫県町土地開発公社の事業報告について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第6、報告第3号、兵庫県町土地開発公社の事業報告について、町長より報告があります。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました報告第3号、兵庫県町土地開発公社の事業報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本町では、これまで議員の皆様への資料提出という形で対応しておりましたが、他の構成市町の取り扱いにならない、先の全員協議会で説明をさせていただきましたとおり、当議会において報告をさせていただきます。

なお、本町では、平成14年度、旧南光町での利用を最後に、合併以後は、当公社を利用する事業は、一度も行っていない状況であることを、まず、報告をさせていただきます。

公社の平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画については、お配りしておりますとおり、平成28年度事業報告書及び計算書類のとおりでございます。

以上、地方自治法施行令第243条の3第2項の規定により、ご報告を申し上げます。

議長（岡本安夫君） 　　以上で、町長の報告は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） 　　ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（H29.3.31 専決第1号））

議長（岡本安夫君） 　　続いて、日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について（平成29年3月31日専決第1号）を議題とします。

承認第1号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 　　ただ今、上程をいただきました承認第1号、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、提案のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第31条の、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日に施行されました。

この省令の一部改正は、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合の適用期限を平成31年3月31日まで延長するというものでございます。

これに伴い本条例の適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長するものでございます。

ご承認をいただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 　　当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから、承認第1号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） この条例が一部改正されることによって、佐用町内は、どのような影響が出るのかというのが1点と。

それから、課税の免除の対象者というのは、今、幾らぐらいあるのですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） まず、第1点目の佐用町にどのような利点があるのかということでございますけども、これは、佐用町が過疎地域の指定を受けておるということで、製造業、それから旅館業等の事業に供する、新設されたり、増設いたしました取得価格2,700万円以上の家屋並びに償却資産に対して、固定資産税の全額を免除し、その75パーセントを交付税措置がいただけるというものでございます。

その期間が、平成29年末のものが平成31年まで2年間延びたものでございます。

今現在の申請の状況でございますけども、現在は、平成26年に申請していただきました社が1社、それと平成27年度に申請された会社が1社の計2社でございます。

それで、3年間の適用でございますので、28年度は2社でございますけども、平成29年、今年度におきましては、26年の申請が3年目で適用外となりますので、1社になります。

すみません。それで、軽減の税額でございますけれども、28年度が約198万3,000円。それから、平成29年度が1社になりまして、約88万円となります。以上です。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔山本君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） これ2社というのは、多分、前、聞いたことあると思うんですけど、どこだったかな。今度、1社になると。減免されるでしょう。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） 失礼いたします。

会社の名前につきましては、誠に申し訳ないのですけれども、報告のほうは控えさせていただきます。

〔山本君「前言うたやん。多分。前、答えておると思う」と呼ぶ〕

税務課長（安東文裕君） 職種といたしましては、製造業の製麺業でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第1号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第1号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第1号、専決処分の承認を求めること
について、佐用町過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例について（平成29年3月31日専決第1号）は、原案のとおり承認されました。

日程第8．承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正す
る条例について（H29.3.31 専決第2号））

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつ
いて、佐用町税条例の一部を改正する条例について（平成29年3月31日専決第2号）を
議題とします。
承認第2号について、当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました承認第2号、佐用町税条
例等の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年4月1日から施行
されたことに伴い、佐用町税条例の一部を改正するものでございます。

このたびの町税条例の主な改正は6点でございます。

1点目は、上場株式等の配当所得等に係る個人町民税の課税の特例でございます。上場
株式等に係る配当所得・譲渡所得・利子所得につきまして、提出された申告書に記載され
た事項やその他の事情を勘案し、町が所得税と異なる課税方式により個人町民税を課す
ることができることとするものでございます。

2点目は、固定資産の課税標準となるべき価格の減免措置で、町独自で軽減割合を定め
ることができる、いわゆる「わがまち特例」の規定でございます。これは、保育の受け皿
整備の促進のための措置でございまして、企業主導型保育事業の用に供する固定資産や家
庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産

が対象となっており、条例で定める割合については、地方税法で規定する参酌割合を適用しております。

3点目は、肉用牛の売却所得に係る特例の適用期限の延長でございます。個人町民税における肉用牛の売却による所得について、課税の特例の適用期限を平成30年度から平成33年度まで3年間延長するものであります。

4点目は、耐震改修及び熱損失防止改修工事が行われた、認定長期優良住宅等に対する、固定資産税の減額を受けるための申告手続きについて、規定するものでございます。

5点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例の延長と軽自動車税賦課徴収の特例でございます。軽自動車税のグリーン化特例について重点化を行った上で、特例措置の適用期限を平成29年度から平成31年度まで2年間延長し、適用期限の延長とあわせて、燃費不正問題に伴う不足税額について、納税義務者を規定するものでございます。

6点目は、長期譲渡所得に係る特例の適用期限の延長でございます。個人町民税における優良住宅の造成等のために土地を売却した場合の長期譲渡所得について、課税の特例の適用期限を平成29年度から平成32年度まで3年間延長するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたとおりでありまして、それぞれ承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから承認第2号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 1番の株式配当所得、町税独自いうのか、そういうようなのかけることができるという項目でございますけれど、それは、町としては、どのような、いわゆる金額、何パーセント掛けるとか、その所得に対して、そういうようなのある程度具体的なことは、もう既につくってあるのでしょうかというのが1点。

それと、1から6番まで、ずっと言われました。この分については、該当しておるところが何件ぐらいあるのでしょうかね。いろいろ、優良住宅の3年間延長とか、軽自動車のグリーン化のこの2年間延長、それらの該当する部分が、佐用町内において、どういう件数があって、どのような格好で動いて…、この改正することによって町内にどのような影響が出るのかいうことを尋ねたいと思います。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） まず、1番に言われました、上場株式等の配当所得等に係る個人町民税の課税の特例について、どのように判断しておるのかということなのですが、これにつきましては、以前から配当所得については、総合課税ですか、配当所得として、確定申告で申告してもいいですし、それから源泉が引かれておるので、所得で申告しなくてもいいというふうになっております。

それから、株式の譲渡所得につきましても、特定口座をされておる場合につきましては、

既に源泉徴収されておりますので、確定申告をしてもしなくても、それは納税者のほうが、任意に選択できておったということでございます。

ただ、今までは、確定申告で、その配当所得とか譲渡所得をされますと、どうしても町民税におきましても、その所得が対象になってくるということで、国民健康保険税とか、また、住民税の均等割等が課税になるケースがありまして、このたびに確定申告では、そういう総合課税とか、申告していただいて、住民税においては申告をしなくてもいいという選択ができるという、ただ、これから県のほうからも調整させていただくのですけれども、ただ、その場合、確定申告だけでなく住民税の申告も必要になるのではないかなというふうには思っております。

それと、あと先ほどの6点が、佐用町でどれぐらい対象があるかということですが、数字的なものは、細かくはつかんではないのですけれども、1点目の株式の配当、それから、上場株式の譲渡所得につきましては、株の売買というのは、年々増えておりまして、ケースとして、結構増えていっているというので、具体的な件数が必要であれば、また、報告のほうさせていただきます。

それから、2点目のわがまち特例の保育事業の件ですが、それにつきましては、いろいろ民間の今であれば、子供の社内で子供を保育されるところもあるみたいですが、今現在は、佐用町では対象となる事業所はありません。保育の対象はありません。

それから、3点目の肉用牛の売却所得に係る特例の適用期限が平成30年から平成33年まで延びたということなのですが、これにつきましては、従来から、1頭100万円未満の免税牛を1,500頭まで免税ということになっておりました。それで、その対象なのですが、これも以前は、そういう販売的なものが、何件かというのが来ておったのですけれども、現在、町のほうに、その販売実績的な書類が来ていないのが事実でありまして、申告件数につきましては、具体的には、ここでは把握できておりません。

耐震改修と熱損失防止改修工事の件につきましては、昨年、耐震改修を行った場合、認定長期優良住宅に該当するケースが出てくると。それも本人さんが申請されたらということになるので、その場合、固定資産税の税額を3分の2減額できるというようなケースがあります。それについての、今回は、本人さんが申告、減免を受けようとする者が提出される申告書について、どのような要件等必要ですということを、規定したものでございます。

それから、5点目が、軽自動車税のグリーン化特例の延長ということなのですが、これにつきましては、軽自動車のグリーン化の対象は、昨年であれば、貨物トラックのほうで18台、それから乗用の軽四が225台の合計が243台が経過の対象となっております。

続いて、最後に、長期譲渡所得に係る適用期限の延長ということですが、これは、国や地方公共団体や一定規模の宅地の造成をする事業所が土地を、そういう町とか公共団体、それから一定の造成を行う業者に優良住宅地、宅地の造成をするために土地を譲渡した場合、2,000万円までを軽減するという措置で、昨年では、そういうことは、1件もありません。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 固定資産税の3分の2の減額で、本人からの申告ということでございますけれども、佐用町においては、その申告がなかったということ。4番の分。

〔税務課長「耐震の場合は」と呼ぶ〕

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（安東文裕君） はい、すみません。失礼しました。
はい、ありません。

議長（岡本安夫君） よろしいか。ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第2号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第2号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第2号、専決処分の承認を求めること
について、佐用町税条例の一部を改正する条例について（平成29年3月31日専決第2号）
は、原案のとおり承認されました。

-
- 日程第9. 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町一般会計補正予算（6号・H29.3.31専決第3号））
- 日程第10. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（5号・H29.3.31専決第4号））
- 日程第11. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（4号・H29.3.31専決第5号））
- 日程第12. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町介護保険特別会計補正予算（5号・H29.3.31専決第6号））
- 日程第13. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（5号・H29.3.31専決第7号））
- 日程第14. 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（4号・H29.3.31専決第8号））
- 日程第15. 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（4号・H29.3.31専決第9号））
- 日程第16. 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（3号・H29.3.31専決第10号））
- 日程第17. 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（5号・H29.3.31専決第11号））
- 日程第18. 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（4号・H29.3.31専決第12号））
- 日程第19. 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度佐用町歯科保健特

別会計補正予算（４号・H29.3.31 専決第 13 号）

日程第 20. 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（２号・H29.3.31 専決第 14 号））

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 9 に入ります。

日程第 9 から日程第 20 までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 9、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 3 号）から、日程第 20、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 14 号）までの 12 件を、一括議題とします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程いただきました承認第 3 号から承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第 3 号、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,916 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 129 億 1,814 万 1,000 円といたしました。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、718 万 1,000 円の増額でございます。うち、町民税、固定資産税、軽自動車税は、それぞれ 937 万円、123 万 7,000 円、12 万 5,000 円の増額。町たばこ税は 372 万 6,000 円の減額、入湯税は 17 万 5,000 円の増額でございます。

地方譲与税につきましては、819 万 4,000 円の増額で、うち、地方揮発油譲与税は 250 万 1,000 円の増額、自動車重量譲与税は 569 万 3,000 円の増額でございます。

利子割交付金は、104 万 4,000 円の減額。

配当割交付金は、2,389 万 6,000 円の減額。

株式譲渡所得割交付金は、7,171 万 7,000 円の減額。

地方消費税交付金は、3,842 万 9,000 円の減額。

ゴルフ場利用税交付金は、384 万 5,000 円の増額。

自動車取得税交付金は、1,297 万 4,000 円の増額。

地方特例交付金は、2 万 6,000 円の減額。

これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、それぞれ交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、1 億 1,490 万円の増額で、当該年度特別交付税の交付額が 6 億 1,490 万円と確定したことに伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、6 万 4,000 円の減額。これにつきましても、交付額の確定に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、261 万円の減額でございます。うち、分担金は 469 万円の減額で、土地改良事業分担金などの精算見込みによる整理でございます。負担金は

208万円の増額で、各種負担金の精算見込みに基づくものでございます。

使用料及び手数料につきましては、649万2,000円の増額でございます。うち、使用料は426万2,000円の増額で、各種公共施設使用料など、実績見込みを計上いたしております。手数料は、223万円の増額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、3,771万1,000円の減額でございます。うち、国庫負担金は、障害者自立支援給付費負担金などの実績見込みにより1,962万1,000円の減額。国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業補助金などの実績見込みにより1,819万2,000円を減額。国庫委託金は10万2,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、3,667万9,000円の減額でございます。うち、県負担金は1,137万4,000円の減額で、障害者自立支援給付費負担金などの実績見込みに基づくものでございます。県補助金は、総務費から教育費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で2,519万円の減額。県委託金は11万5,000円の減額でございます。

財産収入につきましては、311万8,000円の減額。うち、財産運用収入は310万9,000円の減額で、財産貸付収入、利子及び配当金の実績見込みによるものでございます。財産売払収入は9,000円の減額でございます。

寄附金につきましては、170万3,000円の減額で、ふるさと応援寄附金の減額でございます。

繰入金につきましては、339万7,000円の減額でございます。うち、特別会計繰入金は2万4,000円の増額。基金繰入金は342万1,000円の減額で、災害復興基金繰入金などの実績見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、1,294万4,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料は、町税延滞金の実績見込みにより16万円の増額。町預金利子は9万3,000円の減額でございます。貸付金元利収入は、住宅新築資金等貸付金元利収入など183万2,000円の増額。雑入は1,104万5,000円の増額でございます。

町債につきましては、3,530万円の減額で、それぞれ、充当先事業の精査によるものでございます。

次に歳出でございますが、一般会計及び特別会計の各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い、不用額の整理をいたしました。

それでは、歳出についてご説明申し上げます。

予算書4ページをご覧ください。

議会費につきましては、58万3,000円の減額でございます。

総務費につきましては、1億226万円の減額でございます。総務管理費9,535万9,000円、徴税費426万8,000円、戸籍住民登録費245万6,000円、選挙費5万円、統計調査費12万7,000円の減額で、予算整理が主な内容でございます。

民生費につきましては、1億9,997万5,000円の減額でございます。うち、社会福祉費は1億4,388万6,000円の減額で、国民健康保険特別会計繰出金の減額や障害者福祉費の障害福祉サービス費などの実績見込みに基づくものでございます。児童福祉費は4,697万7,000円の減額で、乳幼児等医療費及び保育園費の実績見込みによる減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費及び災害救助費は、人件費の整理で、それぞれ11万2,000円、900万円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億1,571万6,000円の減額でございます。うち、保健衛生費は9,352万8,000円の減額で、主な内容は、各事業の実績見込み、簡易水道事業特別会計繰出金などの減額でございます。清掃費は、人件費と不用額の整理で2,218万8,000円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、4,192万1,000円の減額。農業費及び林業費におきまして、各事業等の実績見込みに基づく予算整理を行い、それぞれ2,511万3,000円、1,680万8,000円の減額でございます。

商工費につきましては、661万8,000円の減額で、不用額の整理とともに、特別会計繰出金の精算見込みを計上いたしております。

土木費につきましては、8,455万6,000円の減額でございます。うち、土木管理費は、不用額の整理により488万3,000円の減額。道路橋梁費及び河川費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ3,992万2,000円、385万4,000円の減額でございます。下水道費は3,075万2,000円の減額で、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金でございます。住宅費は不用額の整理を行い、514万5,000円の減額でございます。

消防費につきましては、696万6,000円の減額で、不用額の整理でございます。

教育費につきましては、7,039万円の減額でございます。教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項全て不用額の整理を行うもので、それぞれ705万4,000円、1,718万9,000円、844万5,000円、2,592万4,000円、1,177万8,000円の減額であります。

公債費につきましては、3億6,881万1,000円の増額でございます。元金は、繰上償還の原資として3億7,393万3,000円を増額し、利子は512万2,000円を減額いたしております。

諸支出金につきましては、1億7,101万円を増額。基金費におきまして、公共施設等整備基金積立金の任意積立1億7,326万8,000円の予算措置を行っております。

次に、債務負担行為の変更でございますが、第2表、債務負担行為補正によりましてご説明申し上げます。予算書5ページをご覧ください。道路新設改良事業におきまして、限度額を8億3,000万円から8億3,318万8,000円に変更をいたしております。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第4号、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億633万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,011万3,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によって説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

国民健康保険税につきましては、880万4,000円の減額で、内容といたしましては一般被保険者国民健康保険税が866万5,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税が13万9,000円の減額でございます。

一部負担金につきましては、4,000円の減額。

使用料及び手数料につきましては、手数料3,000円の減額でございます。

国庫支出金につきましては、262万9,000円の減額で、交付決定額に基づき、国庫負担金におきましては521万3,000円の増額。国庫補助金におきましては784万2,000円の減額でございます。

療養給付費等交付金につきましては、交付決定額に基づき1,849万5,000円の減額で、前期高齢者交付金につきましては、1,000円の減額でございます。

県支出金につきましては、3,760万8,000円の減額で、交付決定額に基づき県補助金におきまして県財政調整交付金で3,760万8,000円の減額でございます。

繰入金につきましては、3,951万9,000円の減額で、他会計繰入金におきまして3,951

万 8,000 円、基金繰入金におきまして 1,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

繰越金につきましては、1,000 円の減額。

諸収入につきましては、73 万円の増額で、延滞金、加算金及び過料におきまして 64 万 4,000 円。雑入におきまして 8 万 6,000 円。それぞれ増額をいたしております。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、82 万 2,000 円の減額で、事業運営に係る人件費及び事務費等の不用額を総務管理費で 79 万 5,000 円、徴税費で 2 万 3,000 円、運営委員会費で 2,000 円、趣旨普及費 2,000 円、それぞれ減額いたしております。

保険給付費につきましては、9,380 万 9,000 円の減額で、内訳は、給付実績の確定による療養諸費におきまして 7,409 万 6,000 円、高額療養費 1,405 万 4,000 円、移送費 10 万円、出産育児諸費 504 万 3,000 円、葬祭諸費 50 万円、結核医療付加金 1 万 6,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

保健事業費につきましては 68 万 2,000 円の減額で、内訳は特定健康診査等事業費におきまして 63 万円、保健事業費におきまして 5 万 2,000 円をそれぞれ減額でございます。

諸支出金につきましては、償還金及び還付加算金におきまして 102 万 1,000 円の減額。

予備費につきましては、1,000 万円の皆減でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 5 号、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,979 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7,925 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

後期高齢者医療保険料につきましては、1,406 万 8,000 円の減額で、保険料額の精査に伴う、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、督促手数料 1 万 8,000 円を増額。

県広域連合支出金につきましては、交付決定額に基づき 10 万 8,000 円の減額。

寄附金につきましては、1,000 円の皆減でございます。

繰入金につきましては、事業完了に伴う他会計繰入金におきまして 539 万 7,000 円の減額。

諸収入につきましては 23 万 4,000 円の減額で、内訳といたしまして延滞金、加算金及び過料で 2,000 円を減額。償還金及び還付加算金を 23 万 1,000 円の減額。雑入は 1,000 円の減額でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、総務管理費におきまして 24 万 6,000 円の減額。

保健事業費につきましては、19 万 4,000 円の減額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付額の確定により 1,901 万 9,000 円の減額でございます。

諸支出金につきましては、23 万 1,000 円の減額で、内訳として償還金及び還付加算金におきまして 23 万円を減額。繰出金は 1,000 円の皆減でございます。

予備費につきましては、10 万円の皆減でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案のご説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,008 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 5,457 万 9,000

円に、サービス事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 37 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,052 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、事業勘定の歳入からご説明をさせていただきます。予算書 1 ページをご覧ください。

保険料につきましては、介護保険料におきまして 54 万 1,000 円の減額で、実績見込みに基づく計上でございます。

分担金及び負担金につきましては、負担金 1 万 3,000 円を減額。認定審査会受託金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、手数料 3 万 3,000 円の増額、督促手数料でございます。

国庫支出金につきましては、921 万 2,000 円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、過年度分の予算整理で 1,000 円を減額。国庫補助金におきましては、調整交付金などの予算整理で、921 万 1,000 円の減額でございます。

支払基金交付金につきましては、過年度分の予算整理で 1,000 円を減額いたしております。

県支出金につきましては、3,000 円の減額。うち、県負担金が 1,000 円の減額、県補助金が 2,000 円の減額、それぞれ過年度分の予算整理でございます。

繰入金につきましては、精算見込みによりまして、一般会計繰入金は 912 万 8,000 円の減額でございます。

諸収入につきましては、121 万 6,000 円の減額であります。うち、延滞金、加算金及び過料におきましては 2,000 円の予算を皆減しております。雑入におきましては 121 万 4,000 円の減額で、介護予防事業に係るテキスト代等、実績見込みによるものでございます。

次に、事業勘定の歳出でございます。2 ページをご覧ください。

総務費につきましては、306 万 9,000 円の減額でございます。うち、総務管理費におきましては 252 万 2,000 円の減額、介護認定審査会費におきましては 53 万 6,000 円の減額、運営委員会費におきましては 1 万 1,000 円の減額、それぞれ実績見込みによる予算整理でございます。

保険給付費につきましては、4,304 万 2,000 円の減額でございます。うち、介護サービス等諸費が 3,195 万 4,000 円、支援サービス等諸費が 833 万 2,000 円、その他諸費が 1 万 3,000 円、高額介護サービス等費が 6 万 9,000 円、特定入所者介護サービス等費が 249 万 1,000 円、高額医療合算介護サービス等費が 18 万 3,000 円、それぞれ精算見込みによる減額でございます。

地域支援事業費につきましては、523 万円の減額でございます。うち、介護予防事業費が 227 万 8,000 円、包括的支援事業費が 121 万 8,000 円、任意事業費が 173 万 4,000 円、精算見込みによりまして、それぞれ減額をいたしております。

基金積立金につきましては、3,136 万 8,000 円、任意積立金の追加計上でございます。

諸支出金につきましては、10 万 8,000 円を減額、償還金及び還付加算金の予算整理でございます。

続いてサービス事業勘定についてご説明を申し上げます。

歳入でございますが、サービス収入につきましては 37 万 2,000 円の減額、予防給付費収入の実績見込みでございます。

次に、歳出でございますが、サービス事業費につきましては 39 万 6,000 円の減額で、居宅サービス事業費の実績見込みでございます。

諸支出金につきましては、一般会計への繰出金を 2 万 4,000 円増額いたしております。

以上、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第7号、平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第5号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,307万1,000円に改めるものでございます。まず、歳入から説明をさせていただきます。1ページをご覧ください。

事業収入につきましては、46万8,000円の減額。内容は、生活扶助費及び施設事務費の精算見込みによる減額でございます。

寄附金につきましては、1,000円の予算を皆減でございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金を精算見込みによりまして、213万4,000円の減額でございます。

諸収入につきましては、40万8,000円の減額。うち、受託事業収入が34万3,000円の減額、雑入が6万5,000円の減額、それぞれ実績見込みに基づくものでございます。

次に、歳出でございます。

民生費につきましては、297万8,000円の減額でございます。老人ホーム費におきまして、管理運営費の予算整理を行っております。

予備費につきましては、3万3,000円の減額。不用額整理でございます。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第8号、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,539万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,320万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金329万2,000円の増額で、実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、638万2,000円の増額でございます。うち、使用料におきましては619万円の増額で、水道使用料の精算見込みによるものでございます。手数料におきましては19万2,000円の増額で、精算見込みでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金6,361万2,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入974万7,000円の増額で、27年度消費税の精算に伴う還付金が主なものでございます。

町債につきましては、簡易水道事業債120万円の減額で、精算見込みによるものであります。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費につきましては、4,529万1,000円の減額でございます。うち、管理費におきましては3,791万3,000円の減額で、消費税、各水道施設の修繕料など維持管理経費の精算見込みによるものでございます。建設改良費におきましては737万8,000円の減額で、県道付帯工事に伴う支障管移設工事を予定いたしておりましたが、支障がなかったために移設工事を行わなかったものでございます。

最後に、予備費10万円を減額いたしております。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第9号、平成28年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,202万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億7,862万5,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、244万9,000円の増額で、加入者負担金の実績見込みによるものでございます。

使用料及び手数料につきましては、145万3,000円の減額で、使用料等の精算見込みが主なものであります。

繰入金につきましては、一般会計繰入金3,075万2,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

諸収入につきましては、雑入63万3,000円の増額で、消火栓破損事故および下水道管破損事故による補償によるものでございます。

町債につきましては、290万円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、3,192万3,000円の減額でございます。うち、管理費におきまして2,527万3,000円の減額で、人件費、各施設の維持管理に係る委託料、修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。事業費におきましては665万円の減額で、建設改良費、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第10号、平成28年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,284万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,046万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書1ページをご覧ください。

分担金及び負担金につきましては、負担金42万5,000円の減額で、加入者負担金の実績見込みでございます。

使用料及び手数料につきましては、使用料26万8,000円の減額で、浄化槽使用料等の精算見込みによるものでございます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金1,214万6,000円の減額で、精算見込みによるものであります。

諸収入につきましては、雑入で2,000円を減額いたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費につきましては、1,274万1,000円の減額であります。うち、浄化槽管理費におきましては455万円の減額で、27年度消費税等精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設管理費におきましては711万8,000円の減額で、人件費、各施設の維持管理に係る修繕料、工事請負費等の精算見込みによるものでございます。農業集落排水施設事業費におきましては、工事請負費107万3,000円を減額いたしております。

最後に、予備費につきましては、10万円を減額いたしております。

以上で生活排水処理事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第11号、平成28年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億775万4,000円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書1ページをご覧ください。

繰入金につきましては、30万円の減額で、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、43万円の増額で、雑入におきましては、実績見込みによる、シ

ーツ使用料 6 万 4,000 円の増額、ロッジ使用料 33 万 4,000 円の増額が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、教育費につきましては、13 万円の増額でございます。社会教育総務費におきましては、職員の人件費が 34 万 3,000 円の減額、職員手当等 12 万 7,000 円の減額、臨時職員賃金 12 万 7,000 円の減額が主なものでございます。グループロッジ運営費におきましては 8 万 2,000 円の増額で、グループロッジの改修休業に伴う需用費 48 万 3,000 円の減額、グループロッジ利用料金改定に伴う宿泊管理システム変更委託料 33 万 5,000 円の増額、グループロッジ改修に伴う備品購入費 27 万 7,000 円の増額が主なものでございます。天文台公園運営費におきましては 39 万 1,000 円の増額で、宿直代行員及び天文台補助員の賃金 14 万 3,000 円の減額、小型望遠鏡部品等購入に伴う需用費 98 万 7,000 円の増額、入札減による備品購入費 30 万 1,000 円の減額が主なものでございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 996 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3,665 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

笹ヶ丘荘事業収入につきましては、981 万 2,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営に伴う収入のうち、宿泊料及び入浴料は増額になりましたが、食事料をはじめ、食堂売上料その他の使用料が減額となったことによる、事業収入の減額でございます。

繰入金につきましては、10 万 1,000 円の減額で、笹ヶ丘荘管理運営の精算見込みに基づく、一般会計繰入金の減額でございます。

諸収入につきましては、5 万 4,000 円の減額で、電話使用料及び、雑入その他が減額をいたしましたことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費につきましては、996 万 7,000 円の減額で、全額が笹ヶ丘荘管理運営費で、それぞれ各節ごとの費用を精査し、主には賃金・需用費・役員費・委託料などを減額措置をいたしております。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 13 号、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 4 号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 276 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,440 万 4,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明を申し上げます。予算書 1 ページをご覧ください。

繰入金につきましては、223 万 6,000 円の減額でございます。内容は、一般会計繰入金の減額でございます。

繰越金につきましては 1,000 円を皆減、諸収入につきましては 52 万 7,000 円を減額いたしております。

次に歳出でございますが、各費目を通じまして、実績見込みによる整理が主な内容でございます。

総務費につきましては、234 万 4,000 円の減額であります。主なものは、報酬の歯科医師報酬を 138 万円、職員手当の時間外手当を 17 万 5,000 円、臨時職員賃金を 11 万 4,000 円、歯科衛生士の賃金 11 万 2,000 円、備品購入費を 16 万 4,000 円、それぞれ減額をいたしましたものでございます。

医業費につきましては、42 万円の減額でございます。主なものは、需用費の医薬材料費を 21 万円、委託料の歯科技工委託料を 7 万 1,000 円それぞれ減額をいたしましたものでござ

います。

以上で、佐用町歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 14 号、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 150 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。予算書 3 ページをご覧ください。

繰越金におきましては、1 万 6,000 円の減額で、前年度繰越金を計上いたしております。

諸収入につきましては、1,000 円の減額で雑入を皆減いたしております。

次に歳出でございますが、宅地造成費につきましては、8 万 6,000 円の減額で、それぞれ各節ごとの費用を精査したことにより、需用費・役務費を減額をいたしております。

予備費につきましては、6 万 9,000 円の増額を計上いたしております。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、それぞれ一般会計から特別会計の最終補正予算の提案の説明をさせていただきました。ご審議いただきまして、それぞれご承認賜りますように、よろしくお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 承認第 3 号から承認第 20 号までについて、当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております承認第 3 号から承認第 20 号までにつきましては、本日即決とします。順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

が、お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午前 11 時ちょうどとします。

午前 10 時 47 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開しますが、その前に、訂正があります。

先ほど、休憩前に承認第 3 号から承認第 20 号と言いましたけれども、承認第 14 号の間違いでした。訂正してお詫びします。

それでは、日程第 9、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町一般会計補正予算（第 6 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 3 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 8 ページ、10 項、町民税の 10 目、個人、15 節、滞納繰越分、三角 75 万 8,000 円。

それと、15目、法人のその下、15節、滞納繰越分、三角16万5,000円。
それから、固定資産税、15項、10目、15節、滞納繰越分490万1,000円。
それから、その下の20項、10目、15節、軽自動車税、22万4,000円。
これについて、当初上げた分と比べて、今、これだけしておる分について、説明してみてください。

[税務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、税務課長。

税務課長（安東文裕君） 失礼いたします。

滞納繰越分の内訳ということでございますけども、まず、町民税、個人町民税につきまして、滞納繰越分の調定額に対しまして、予算の計上率は30.6パーセントで765万2,000円計上しております、それに対しまして収入額が699万5,713円ということで、75万8,000円の減額としております。

また、町民税の法人町民税につきましては、滞納繰越分の53.2パーセントを計上いたしまして35万3,000円。それに対しまして収入額13万4,016円で、16万5,000円の減額となっております。

また、固定資産税につきましては、滞納繰越分に対しまして、調定額18.6パーセントの2,939万円を計上いたしまして、収入額が2,567万9,534円で、490万1,000円の減額となっております。

また、軽自動車税につきましては、滞納繰越分に対しまして、27.8パーセント計上いたしまして、76万6,000円。それに対しまして、収入額が85万1,353円で22万4,000円の減額となっております。

なお、本年度の滞納分の徴収率といたしましては、全体21.1パーセント。昨年が18.1パーセントでございますので、約3パーセント増額という形になっております。以上です。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 昨年と比べても3パーセントほど成果が上がったということですが、実績としては、そうやって努力されておるのが見えてきておるのですけれど、その残った分については、どのような、どういふのですか、大口なり難しい面については、どのようにお考えですか。

[税務課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（安東文裕君） 大口の滞納者につきましては、だけではないのですけれども、小さな少額の滞納もなのですけれども、現在は、分納誓約等によりまして、分割納付で納付していただいております。

ただ、町外の法人等について、なかなか登記上は残っておっても、所在等十分にわからないということで、今後も滞納者につきましては、財産調査、それから所在調査等、積極

的に行いまして、税の公平性確保できるよう努力してまいりたいと思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） ちょっと、追跡調査というのが、わからない人もあるというように、今、おっしゃいましたけれど、そこらへんについては、住民票等をどこへ移したとかいうようなことで、ある程度は追っかけることができるんじゃないかと思うのです。そこらへんについては、どんなんですか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（安東文裕君） 個人の場合は、当然、住民票のあるところまでは、わかるのですが、ただ、住民票の置かれているところにいらっしゃるというようなことも、なかなかないケースもあります。

それから、法人の場合は、特に、登記だけ、先ほど言いましたように残して出られていることです。

それと、なかなか町外、大阪のほうということもありまして、十分に調査を行えていない分につきましては、今後、行っていきたいというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 固定資産税の613万8,000円、土地の分増えておると。
それから、下の9ページ一番上15項、10目、10節、自動車重量譲与税569万3,000円。
それから、16款、10項、10目、10節、配当割交付金、三角2,389万6,000円。
それから、17款、10項、10目、10節、株式譲渡所得割交付金、三角7,171万7,000円。
これらの金額について、どのような要因があると思われますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 税務課長。

税務課長（安東文裕君） 固定資産税の件でございますけれども、613万8,000円と議員さんがおっしゃいましたけれども、これにつきましては、説明の欄に内訳がありますように、土地につきましては76万2,000円の減額、それから家屋につきましては290万円の増額。

償却資産は400万円ということになっております。

それで、この増額の要因と言いますのは、土地家屋につきましては、ほぼ例年並みでございますけれども、償却資産のほうは太陽光が前年度比べましたら、約2,500万円程度、税金が増えているということがありますので、その件で固定資産税のほうは増えているというふうに思います。以上です。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 2点目以降の質問でございますけど、地方譲与税関係のそれぞれ交付税、交付金だと思います。

この交付金につきましては、毎回、当初予算等につきましても、非常に新年度予算の査定というのか、予算化が難しい内容です。数字的には、今回は、28年度の交付決定により、これによって、国からの剰余金が決定したということでございますが、28年度の予算等につきましても根拠になる数字というのが、この当時の予算でいいますと26年が決算額、それに28年度の地財計画の中の伸び率等を試算しまして、それぞれ予算化をさせていただいておりますので、どうしても国の全体の率と実際の佐用町の場合と交付額が変わってきますので、毎年、専決または決算のほうでは、こういう形で増、または減という形で予算等を行っておるとというのが現状でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

はい、岡本議員、どうぞ。

7番（岡本義次君） 12ページ、25目、土木使用料、15節の住宅使用料滞納繰越分、20万4,000円。

それから、25節の改良住宅使用料滞納繰越分1万7,000円。

それから、55節、定住促進住宅使用料滞納繰越分3万5,000円。

これらについても述べてみてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） まず、住宅使用料の滞納繰越分でございますが、当初予算のほうで、繰越分の10.9パーセント、15万円のほうを予算化しておったのですが、徴収のほう25.8パーセントの35万4,000円が徴収ということになりましたので、20万4,000円増額をいたしております。

それから次に、改良住宅にかかる滞納繰越分ですが、当初、17万円で1,000円という予算を立てておりました。1万8,000円徴収ということになりましたので、1万7,000円の増額ということになっております。

55節の定住促進住宅につきましては、当初、79万5,000円の12.9パーセント予算をしておりましたが、徴収率のほう、8.4パーセントということで、3万5,000円を減額し、6万5,000円を徴収したということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） この分については、実際、何が上がってきて、成果が上がってきて出てきておると思うのですけれど、後残りについても、頑張っていたきたいと思います。それから、50節の定住促進住宅使用料現年度分 258万7,000円、この分について、要因は、どんな要因がありましたか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 現年、定住促進住宅の現年度分の増額でございますが、これは入居実績による増額ということで、入居があったことによって増額となったものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 実績ということで言ってしまうえば簡単なんやけれど、実際、その分が、今まで入っていない人が新たに入って増えたというほうの解釈ですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） この分、現年度分でございますして、入居者が増えたことによって、家賃の額が増えまして、その分を増額しておるということでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 29ページ、10款、10項、35目、15節の工事請負費 3,167万6,000円、これについて、減額されておりますけれど、これについて、述べてみてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この工事請負金につきましては、三土中学校の解体工事、それ

から、そのほか中安小学校の通路、駐車場の舗装とか、三土中学校の周回道路とかございまして、主に三土中の解体の入札減によるものでございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） なければ、37 ページ、15 款、10 項、10 目、19 節の負担金補助及び交付金、結婚新生活支援補助金、この 384 万 4,000 円少なくなっておりますけれど、これについて述べてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 当初、見ておった分から昨年度実績で 2 件ありまして、2 件分だけ計上させていただいて、残りの残額は減額しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そしたら、28 年度については、たった言うたらおかしいけども、2 件しかなかったということやね。もっと計上しておったけれど。昨年と比べてどんなんでしょう。これ。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 28 年度はおっしゃるとおり 2 件でございました。

想定としては、新婚生活につきましては、1 件当たり 18 万円で約…、ちょっとお待ちください。

約 42 件を見込んでおったのですが、実際は 2 件ということで、2 名分の上限は 18 万円でございますので、18 万円と 11 万円だったと思えますけど、2 件分の予算のみ支出したということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 53 ページ、25 款、10 項、20 目、19 節、負担金補助及び交付金の中で、農作物特産定着化対策費補助金、これ 498 万 1,000 円、少なくなっておりますけ

れど、これについて説明願います。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（加藤逸生君） 農作物特産定着化対策費補助金でございますが、これは、ひまわりの種子と、それからもち大豆、そばに対する出荷量に対する定額補助ということでございますので、昨年、ひまわりとかも非常に収量少なかったということがございますので、その分で減額となっております。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 57 ページ、30 款、10 項、15 目、19 節、負担金補助及び交付金、新規起業・創業支援事業助成金 36 万 1,000 円少なくなっておりますけれど、これについて述べてみてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 新規創業の補助金についてでございますが、28 年度で 3 件の補助を行っております。それで、その 3 件の補助の中で、150 万円が上限でございますが、150 万円の上限を補助したところが 2 件、あと 1 件につきましては、上限まで補助額が達しませんでしたので、その分の残りを減額しております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その 2 件の内訳いうたら、どういう新規に出ましたか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 内訳でございます。カフェレストランが 1 件。それから、自動車販売店が 1 件。それから、ハム・ソーセージの製造小売店のほうが 1 件ということで、3 件でございます。

それから、カフェレストランとハム・ソーセージの小売店につきましては、上限の 150 万円を補助しております。

それから、自動車販売店につきましては、113万9,000円の補助ということでございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今のやつの尋ねよんやけどね、そのやつは、もう返さんでええやつでよかったんですか。それ、150万円とか、ハムのソーセージとか、自動車の113万円というのは。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） これは助成金でございますので、返していただく必要はございません。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第3号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第3号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、挙手、全員です。よって承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町一般会計補正予算（第6号・平成29年3月31日専決第3号）は、原案のとおり承認されました。

続いて日程第10、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号・平成29年3月31日専決第4号）に対する質疑を行います。

これからですね、各会計ごとに質疑、討論、採決という順にやりますので、よろしくお願ひします。

質疑ありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 7 ページの 45 款、10 項、10 目の一般会計繰入金の中の 30 節、その他一般会計繰入金で、減額 3,557 万 7,000 円について伺いますけれども、当初の予定額から補正ごとに減額が続いて、途中、そうですね、減額が続いていて、最終的に一般会計からの繰入額は、今回の補正で、どのような状態になっていますか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。

ただ今、ご質問の一般会計の繰入金の状況でございますけれども、当初予算から最終的に、今回、3,557 万 7,000 円減額いたしまして、一般会計の繰入金といたしましては、5,038 万 8,000 円という形で一般会計の繰り入れを行っております。

内容につきましては、そのうちの大体約法定外といたしまして、4,650 万円ぐらいが法定外繰入というふうな状況になっている状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国民健康保険会計に対して、一般会計からの繰入金は税額の軽減というのが大きな目的というか、だったと私は理解しているのですが、そういう中で、こうした減額措置をするということについて、国からの補填とか途中補正もありましたから、そこらへんを踏まえていくと、国保税そのものを引き上げたりしてきたことの経過については、どんなふうに判断されていますか。

一般会計からの繰り入れについて、もう一度お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 一般会計から法定外で繰り入れている額というのは、その年によって、かなり違います。これはご存じのように、その年の医療費、これはやはり、かなり変動があるわけですね。ですから、医療費を給付しないって、待ったなしということではできませんから、ある程度見込みをしながら運営をしております。

ただ、本来、一般会計からの法定外繰入はしない会計で、保険税と、それぞれの公費から成り立っていく、運営をしていかなければならない中で、保険料率の抑制をしながらということ、一般会計の繰り入れを行っているわけでありまして。

ですから、4,000 万円余りを今年繰り入れておりますけれども、以前には、もっともっと繰り入れている年もありました。

ですから、この点については、保険税率の改定というのは改定しても、実際の総額保険料として徴収しているものは 3 億 4,000 万円、5,000 万円ぐらいですよ。ですから、今回でも、今年でもその額から見れば、1 割以上の額を一般会計からも繰り入れているという、この実態をよくご理解をいただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 国のほうが、その年度途中などに、繰り入れを増やしてきている経過がありますから、それを税額を軽減していくほうに、私は本来使うべきだと思いますので、単純に、今回は、これは専決処分で減額にはなっておりますけれど、会計上、そのような処理にはなっておりますけれど、考え方としては、その当初の一般会計の繰り入れ額というのは、そのいわゆる医療費の変動に伴って会計上、そういう紙面になるわけですが、税金が非常に高いですから、国保税は高いということで滞納もありますので、そういった点では、極力、住民に負担を軽減させていくという考え方で、国の補助金が入って来ることに伴って、一般会計からの繰り入れを単純に減らしていくという、そういう手立てはとらないようにしてほしいなど、私は、意見として思っています。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 4 ページ、5 款、10 項、10 目、20 節、医療給付費分滞納繰越分、三角 164 万 5,000 円。

そして、その下、22 節、後期高齢者支援金分滞納繰越分 15 万 5,000 円。

そして、その下の 25 節、介護給付金分滞納繰越分、三角 32 万 2,000 円。

それから、5 ページの同じく 5 款、10 項、15 目、20 節、医療給付費分滞納繰越分の 30 万円。

その下の 22 節の後期高齢者支援金分滞納繰越分の 7 万円。

その下の 25 節の介護給付金分滞納繰越分 7 万 4,000 円。

この滞納繰越について説明してください。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、最初に、医療給付費分滞納繰越分につきましては、平成 27 年度の調定を当初予算に置きまして設定しております。徴収率 20 パーセントに対しまして、17.8 パーセントという具合になっております。

続きまして、後期高齢者支援金分につきましても、当初予算 20 パーセントで収納を見て、21.7 パーセントの見込みでございます。

次の介護給付金分、これにつきましては、これも同じく 20 パーセントの収納を見ておりまして 16.7 パーセントの見込みでございます。

次に医療給付費分滞納繰越分につきましても、同じく 27 年度調定を当初予算に置きまして、20 パーセントの収納率で 28.2 パーセントの収納見込み。

そして、同じく後期高齢者支援金分滞納繰越分につきましても 20 パーセントの収納率で 29 パーセントの見込みでございます。

最後に、介護給付金分滞納繰越分につきましても、同じく 20 パーセント収納見込みで 28.3 パーセントの収納見込みとなっております。以上でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 今の中で、20 パーセント上げておったけれど、それを超えて収納ができた部分もありますし、5 款、10 項、10 目の 20 節の 164 万 5,000 円、これなんかは 20 パーセント上げておったけれど、17.8 パーセントしかできなかつたということでございますけれど、そこらへんについて、何か難しいことがあれば、述べてみてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 失礼いたします。

この滞納繰越分につきましては、国民健康保険税といたしましては、この医療給付費、後期高齢者支援金分、そして、介護給付費金分、3 つで国保税を徴収しております。それぞれ算定基礎はあるのですが、それぞれ一括して滞納繰越というふうな状況で、国民健康保険税は徴収しております。中に、その算定の基礎によって、若干、上下変動いたしますので、この徴収率というのが、変動して、先ほど言いました 20 パーセントを切っている部分もあるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 14 ページの 15 の 10 の 15、負担金の分で、三角 2,203 万円、これ退職者の分ですけど、これについてお願いします。説明。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） ちょっと、すみません。もう一度。

議長（岡本安夫君） もう一度お願いします。

7 番（岡本義次君） 11 ページ、その 15 款、10 項、15 目、19 節の負担金補助及び交付金の 2,203 万円の分、これについて、ちょっと説明してください。要因説明。

議長（岡本安夫君） どういう説明を。

7 番（岡本義次君） これ、どうして、こういうように 2,200 万円も退職の分で減ってお
るかということについての…。

議長（岡本安夫君） はい、わかりました。
はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） これも、これにつきましては、実績をもとに一般と退職者の給付費
については、それぞれ医療費のほうの補填ということでございますけれども、これも実績
により減額ということにさせていただいております。

議長（岡本安夫君） よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい。

7 番（岡本義次君） それぐらいだったら、もうしょうがないという、上げておった分と
実績との差異いうのか、そこらへんやね。

それから、13 ページ、15 款、25 項、10 目、出産育児一時金、19 節の負担金補助及び
交付金 504 万円の三角、これ出産育児一時金として出しておるのですが、これだけ余
ったのかどうか知らんけど、昨年、28 年度については、何名の方が出産されて、何ぼ上げ
ておって、これだけになったのでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） この出産育児一時金ですけれども、この 504 万円の減額というこ
とになりますと、出産育児一時金は 1 件当たり 42 万円の支給ということでございます。

そして、28 年度におきましては、3 件該当がありましたので、この残りは減額とさせて
いただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 3 件って、偉い少ないように思うけど、ほかの会社なんかに入って
おったということ。これ、国保じゃなくって。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） これは、国民健康保険に加入されている方の出産育児一時金という

ことで、ほかの方については、ほかの健康保険に加入されているのだと思います。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第4号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第4号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第4号、専決処分の承認を求めること
について、平成28年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第5号・平成29年3月
31日専決第4号）は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第11、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度
佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号・平成29年3月31日専決第5号）に対
する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、10款、10項、20目、20節の滞納繰越52万円、これに
ついては述べてみてください。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 滞納繰越分ですけれども、この当初予算におきましては、1万円と
いう形で置かせていただいております。
今回、実績に基づきまして、52万円の増額ということで計上をさせていただいておりま
す。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 1万円上げておって、52万円入って来たって、それは頑張って、そ
うなったのでしょうか、まだ、ほな、残りも大分あるのですか。

〔住民課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 滞納繰越といたしましては、調定が 198 万 3,000 円ほどございました。徴収が 53 万円ということで、残り 145 万円ほどが滞納として、まだ、今現在、残っております状況でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 5 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 5 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 5 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 12、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第 5 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 6 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 8 ページ、5 款、総務費の 30 項、介護認定審査会費ということで、減額補正されているのですけれども、現状を伺いたいのですけれども、介護認定のそういう実務は、通年と変わらないのでしょうか。認定審査会が開かれているこの状況、予算、ほとんど決算の状態ですけれども、どうなのでしょう。減額要因について、伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

介護認定審査会につきましては、毎週水曜日ということで、月 4 回、これは以前から、そういうやり方で行っておりまして、それで、この報酬については、その年間 48 回開きますので、その人数分上げておるわけですけれども、やはり毎週ということでございますので、5 人ずつ 4 班でやっているわけなのですけれども、委員の方、欠席がございまして、その欠席分が、このように不用額として上がってくるということで、最後の予算整

理をここで行っておるということでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） じゃあ次に、9 ページで、介護サービス等諸費の中の保険給付費で、いずれも特例が、サービスの上についているものが、それぞれ当初予算額を全廃してゼロという、執行されていない、特例居宅介護サービス、特例地域密着型介護サービス、特例施設介護サービス給付費、これらも実態としては、どうなのでしょう。伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） これの特例の内容でございますが、私もちょっと、わからないのですが、これはとにかく該当がないということで、もし該当があった場合ということで、毎年一定程度当初予算には計上しておるわけでございますけれども、毎年、該当者がなしということで、実績ゼロということで、予算を皆減しておるわけでございます。以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） すみません。28 年度については、実績としてなかったということで、毎年ないのですか。

その特例と聞いていたのは、介護認定を受ける前に、緊急に介護を必要とする人に対して、その認定までの特例、特別の事情ということで、対応していく予算だというふうに、ちょっと伺っていたわけですが、そういう事例というのは、今のところ、28 年度については、なかったということに理解したらよろしいのでしょうか。

以前も、こういう例はなかったということなのですか。伺います。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

特例は、以前からも、私の知っている限りではなかったということでございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 4ページ、5款、10項、10目、30節の滞納繰越分普通徴収保険料59万2,000円の繰越の三角分、これについても説明をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 介護保険料の滞納繰越分でございますが、これは当初予算におきましては、調定見込額の20パーセントを目標として、189万5,000円を予算に計上しておいたわけでございますけれども、最終見込みが14.6パーセントの130万3,000円余りにとどまる見込みということで、59万2,000円の減額計上をしたところでございます。ちなみに前年度のこの滞納繰越分の確定の徴収率は10.6パーセントということでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第6号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第6号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第5号・平成29年3月31日専決第6号）は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第5号・平成29年3月31日専決第7号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第7号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町朝霧園特別会計補正予算（第5号・平成29年3月31日専決第7号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第14、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号・平成29年3月31日専決第8号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページ、15款、10項、10目、15節、滞納繰越分169万5,000円。これについても述べてみてください。

[上下水道課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） はい、お答えいたします。

滞納繰越分ですけれども、1,270万2,000円に対しまして、今年度28.36パーセントの徴収率を上げまして、昨年度より3パーセント伸びておるわけなのですが、その分で、こういう額になっております。以上です。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 20パーセントを上げておって、28.3パーセント行けたということは、それだけ成果が出ておるのですけれども、ほな、残りについては幾らですか。

[上下水道課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 残額としましては、909万9,000円です。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それから、10款、10項、10目、10節、加入者負担金329万2,000

円、これについては、実績ということでございましょうけれど、加入者が実際増えたのかな。新規に何人か入られたのか、そこらへんについて。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 当初に予定しておりました件数が5件、実質精査いたしまして、11件で6件増えました。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その11件は、新たに町内へ見えた方だけじゃなくって、町内でいらっしゃった方も新規に取りつけてなかった方も、こう取りつけたという、その中身の新規の方と、町内に元々居はった方との件数は、どんな割合ですか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 申し訳ございませんか。中身の町外からの転入者、それから、元々の住民の方、その内訳としては把握しておりませんが、11件の新たな新規の加入者があったということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） それから、それまた、後で教えてくださいね。
ほな、現年分の水道使用量は449万3,000円、これが多いのか少ないのかは別として、増えておりますけれど、そこらへんの要因については、どんなんでしょうか。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 昨年が、簡水の場合は、5,249件の加入者で、今年が5,166件で実質は、少なくなっているのですが、水量としては、たくさんのお水を使われまして使用料としては増えておるといような状況でございます。

〔町長「これは、河川改修の（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） これは、河川改修に伴いまして、久崎のほうで井戸等利用されておられました方が、水道に加入されたというような状況のところがありますが、簡水です。久崎は上水でございます。そういうような関係で、河川改修で、今まで井戸を使われておられた方のところが、水道に加入されたと、それによる使用料というふうにご理解いただきたいと思います。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第8号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号・平成29年3月31日専決第8号）は、原案のとおり承認されました。
続いて、日程第15、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号・平成29年3月31日専決第9号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページ、15款の10項の10目、15節、滞納繰越分10万1,000円。これについても述べてみてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） はい、お答えいたします。
これにつきましても、1,339万7,000円に対しまして、10.75パーセントの徴収率でございます。
昨年が13.7パーセントですので、マイナス2パーセントとなっておりますけれども、それによるものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） これの、ほな残りは。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 残りにつきましては、1,195 万 6,000 円でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 同じく 3 ページの 10 款の 15 項の 10 目の 10 節の加入負担金現年分 2,250 万円。これ公共下水も金額増えてございますけれど、これ新規にそういう増えた方は何件あったのかな。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 加入負担金につきましては、10 件増えております。

議長（岡本安夫君） ほかにありますか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 9 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 9 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 9 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 9 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 16、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 10 号）

に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 3ページ、20款の10項、10目、15節、滞納繰越分31万5,000円。
これについても述べてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） これにつきましては、580万4,000円に対しまして、498万3,000円徴収しております、14.14パーセントの徴収率でございます。昨年よりもコンマ2パーセントほど増額しております。それによるものでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その残りは。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 約500万円でございます。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それから、5ページの10款、20項、15目の現場管理費が645万5,000円少なくなっておりますけれど、この要因については、右の欄に出ておりますけれど、どのような要因があったのでしょうか。

議長（岡本安夫君） 現場管理費の減額の理由。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） これにつきましては、委託料を短期で今まで委託しておりましたが、長期委託に変更いたしましたので、5年間の長期委託にしましたので、それによる減額で、安く上がっているということです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その中で、光熱水費電気料とか、それから工事請負金、これらについても大分減ってございますけれど、それらについては、どうなのでしょう。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 電気とかにつきましては、機械運転する上で機械の調整等を昨年度人口減少とかいろんな絡みでありまして、そのへんを調整を取り直すことによりまして、ポンプを頻繁にかけるのじゃなくって、ある程度、時間、タイムラグを置きながらポンプをかけるというような、そういうような状況等もありまして、金額的には安く上がっております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） ほな、工事請負費の分については、入札減とか、そういうようなのがあったんやね。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） はい、そうでございます。工事等につきましては、この現場管理費の工事につきましては、舗装工事であるとか、管路であるとかというような部分なのですけれども、生排の場合は、なかなか、そういうような外向いての工事はありませんでしたので、それにより減額でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 10 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 10 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 10 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 17、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 11 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 11 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 5 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 11 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 18、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 12 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7 番（岡本義次君） 3 ページ、一番上の宿泊料は 172 万 7,000 円増えておりますけれど、食料料が 780 万 6,000 円と、ちょっと減っています。そこらへんについての要因はつかんでいますか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 宿泊料につきましては、宿泊の人数的には、前年度と比べると 577 人ほどマイナスにはなっておるのですが、金額的には伸びておるということになっております。

ほかの食事料等については、マイナスという形になっておるのですが、27 年度と比べまして、27 年度の 95.6 パーセントほどの収入ということで、若干、収入が全体減っております。特に、食事料等が減っておる要因としましては、宴会等が減っておるということでございます。どうしても合宿等の受け入れをいたしますと、その宴会とか受け入れないということになっておることで、その分、食事料が減っておるということでございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 宴会なんかが減って、宿泊しておったら、その宴会ができないという面もあるのかと思いますけれど、普通、昼なんかの食事とか、そういう夕方でもね、そういうようなのは、どんなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 昼間でしたら、例えば、老人会の方がゲートボールですとか、グラウンドゴルフをされた後に、お昼の食事をとっていただくというふうなことはあります。それも、少し単価的にも安かったりということで減っておるのじゃないかなというふうに考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 12 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 12 号、専決処分承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 12 号）は、原案のとおり承認されました。

ここでお諮りします。お昼が来ようとしておりますが、このまま審議を継続したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議がございませんので、このまま審議を続行します。
続いて、日程第 19、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 13 号）に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 13 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第 4 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 13 号）は、原案のとおり承認されました。

続いて、日程第 20、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 14 号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより承認第 14 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 28 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号・平成 29 年 3 月 31 日専決第 14 号）は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。
ただ今から休憩をとり、再開は午後 1 時 15 分とします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 1 5 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解きまして、会議を再開します。

日程第 21. 議案第 56 号 財産の取得について（教育用パソコン等）

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 21、議案第 56 号、財産の取得について（教育用パソコン等）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 56 号、教育用パソコン等更新業務に係る財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

まず、パソコン教室のパソコン更新でございます。

現在、使用している各小・中学校のパソコン教室に設置をしている教育用パソコン及びプリンターは、平成 18 年から 19 年に導入されており、経年劣化による老朽化が著しくなっております。機器の動作が非常に遅くなっており、学校授業に大きな支障を来しております。また、故障しても代替機がないのが現状でございます。

一方、パソコンの基幹システムであるウィンドウズビスタについては、サポートが本年 4 月に終了し、ウィルス対策等のサポート期限が切れており危険な状態になっておりますので、安全性の面におきましても早急な更新が必要となっております。

次に、ICT 教育関係の備品でございます。

ICT 教育を推進する国の学習指導要領では、学校教育の指導において ICT の活用が例示されておりますが、その目的は、「情報活用能力を育成する」ためと、「教科の学習目標を達成する」ための 2 つに大きく分けられます。

1 つ目の目的である「情報活用能力の育成」についてであります。パソコン教室以外の屋外でもパソコンを身近に使用できるようにするために、小学校ではタブレットとしても使用できるパソコンを、中学校ではキーボードタッチを重視してノートパソコンを、それぞれ導入をいたします。併せて校内随所でネットワーク接続ができるように、インターネットを無線化した校内 LAN の整備を行います。

2 つ目の目的であります「教科の学習目標を達成する」ために、教材等を各教室で大画面に投影する環境の整備を行います。デジタル化した教科書や教材を教室内で大画面に投影して授業を進めることができるよう、デジタル教科書用のサーバ、操作用パソコン及び映像投影装置を整備し、教師が授業のねらいを示したり、学習課題への興味関心を高めたり、学習内容をわかりやすく説明できるようにいたします。

また、児童生徒の出欠管理や成績処理等日々の学校事務は、各学校単位で行っているところではありますが、学校によっては、その方法が異なるため、データの管理方法が統一さ

れておらず、教師の異動等の際にスムーズな移行ができないために、長年課題となっております。

今回、新たに学校事務支援システムを導入し、各小・中学校で同一システムによる事務の一元化と効率化を推進をいたします。またデータにつきましては、本庁のサーバで厳重に管理する計画でございます。

このたびのそうした機器類の導入業者の選定に当たりましては、平成 29 年 4 月 28 日、3 社による指名見積入札に付して、最低価格見積業者と随意契約しようとするものでございます。

契約金額は、消費税込みの 9,805 万 5,921 円で、契約の相手方は、兵庫県姫路市南駅前町 100 番地姫路パラシオ第 2 ビル、扶桑電通株式会社姫路営業所所長、川崎隆人氏として、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認を賜りますように、よろしくお願い申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 56 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7 番（岡本義次君） 385 台、随意契約で買ったわけでございますけれども、我々が店へ行って 1 台買いに行った時と、このほかのプリンターとか、サーバとかついておるわけでございますけれども、そのパソコン買った単価というのが、どれぐらい安くなっておるのでしょうか。そこらへん、わかりますか。

それと、もう 1 件、これが学校に配分ね、どこの学校に何台というようなやつがわかれば、教えてください。その 2 点。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 比較して、どこと比較して、どういう形で差額、安いか高いかというのは、1 つ 1 つは、私はわかりませんし、後担当のほうがお答えをさせていただきますけれども、今、説明させていただいたとおり随意契約ということで、規定はありますけれども、3 社の指名見積もり入札を行っております。その中で最低業者と、見積もり入札でありますから、そのまま、その価格で随契を行う。この点は、ご理解いただきたいと思っております。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今、町長のほうで価格に関しては考え方についてお話をしたので

が、基本的に当然これ当初予算に計上をいたしております。当然、議決をいただいておりますので、当初予算の計上額と比較しますと、今回の契約金額に関しては、74パーセント程度の導入経費となりますので、当然、パソコン、ソフト、これ合算した金額ですので、個別に単体が幾らだったというふうな金額ははかりかねます。

ただ、スケールメリットもございますので、個人が電気屋さん、量販店でお買い求めに比べると、かなり安価になっていると思います。まず、これが1点目。

それから、各学校ごとの台数であります。具体的な数字は全てあるのですが、まず、考え方として、まず、教育用パソコン380台、この台数につきましては、これを各小・中学校のクラス最大人数、例えば、佐用小学校のクラス最大人数40人で、各学校によってクラスの最大人数が違いますので、各学校の最大人数プラス教師用1台を設置いたします。ですから、各学校によって設置台数というのは異なりますが、この台数の基準は、そういうところでございます。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 最大、その人数のプラス先生の分ということでございますので、それらは、各学校の最大のクラスの人数というのはわかっておると思いますが、そこらへんについては、何ぼというのは、また、後で教えてください。今、わからんのんだったら。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） じゃあ、申し上げますか。

まず、中学校の生徒の利用のノートパソコン、これにつきましては、佐用中が40台、上月中36台、上津中29台、三日月中28台。

次、小学校児童の利用のタブレットパソコンにつきましては、佐用小40台、利神小22台、上月小33台、南光小25台、三河小12台、三日月小22台というふうになってございます。

議長（岡本安夫君） ほかに。

[金谷君 挙手]

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほど、課長のほうから入札額については、当初予算との差額については言われたのですが、当初予算で74パーセント、小・中合せて1億3,300万円。それで、今回は9,800万円というのですから、その74パーセントにスケールメリットもあるということになりましたけれども、当初予算の差額は、スケールメリットだけ、そういうふうにお考えでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） 今回の生徒・児童用のパソコン導入に関しましては、28年度、既に実施をいたしました学校の公務用パソコン導入に関して、当時、これは業者はプロポーザルで提案をしていただいて、それで、今年度の分に関しても参考として資料を提示いただいた。それをもとに予算計上したわけですが、やはり今回、国、文科省の指導で学校のICT活用に関して強力に推進されているという状況の中で、今回、指名いたしました業者に関しても、かなり業者の中で、ぜひ我が社でやりたいというふうなことというのは、これ全国的にあるようですので、そこらへんで、かなり競争の原理が働いたというふうに、私どもは解釈しておりますし、それ以上は、企業さんの独自の考えですので、これは推察しかねます。以上でございます。

〔金谷君「わかりました」と呼ぶ〕

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） そしたら次に、教育、授業用としてもICT教育の活用、推進とか、授業でも活用するということですが、その先生の、これちゃんと活用できるような研修なり、先生のほうの授業なりに活用するというのは、そのへんの研修とか、そういうふうな面ではどうでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） まさに金谷議員のおっしゃるとおりでございます、使う、指導する者が使えないと話にならないということ、十分、私どもも承知しております。

今年度、教育委員会のほうに研修所のほうを設けていただきまして、そこで夏休みに集中的に、特に後半部分、導入予定が、だいたい夏休みぐらいになる。中盤までには入らないかなということで、夏休みの後半を集中的に職員研修のほうに充てて、現在、計画のほうを進めている状況でございます。

あわせて、2学期、3学期通して、各校、または全体的な形で情報教育担当者会等設けて、その中での研修を進めていると、そういう状況でございます。

8番（金谷英志君） はい、わかりました。

議長（岡本安夫君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 子供たちね、ゲームとかパソコンなんか簡単にやっておるように見受けられますけれど、その授業の内容で、ある程度マスターしていきよんか。それとも、全然、ついていけないような子も何ぼかあって、そこらへんの感触としては、どんなんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） これまでのパソコンの概念と、ちょっと今回のパソコンとは全く変えております。

と言いますのは、今までは、パソコンのキーボード等を含めて、なれ親しむという教育の推進であったのですけれども、今後につきましては、タブレット版ということでございますので、特に、画像、映像等の動きであったり、もちろんデジカメ等の活用もできますし、そういったことで、子供たちのほうが、かなりタブレットを使って場面上での操作にいくという、まだ、使ってはいないので、今、使っているのは特別支援学級の子供たちが、非常に喜んで楽しく活動はしておりますのですけれども、そういった意味からも、かなり期待はできるのではないかとこのように感じております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 教育長のほうから先ほどありました教育研修、夏休みに向けて集中的に研修ということですが、まず対象は、臨時の方が、臨時の先生が、それ相応の人数おられますけれども、その方たちに付与されるのかどうかということと、教育研修は、臨時の方も対象になりますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 廣利議員がおっしゃる、その臨時の意味が、もう一つ、私の中には具体的にはないのですけれども、臨時採用という、そういう非常勤とか、そういう形ではなくって、あれ教育研究所というのは、全ての職員を一堂に会していますので、普段の研修のテーマ等につきましては、全員どこかのサークルには入っております。

それで、今、おっしゃった、今回、私たちが計画しておるパソコンの研修につきましては、全員の中で、どこかでは必ず全員参加すると、その積み上げと同時に、各学校にエキスパートをつくっていかうと、その者が各学校をさらに発展させていく。そのエキスパート同士の研修をさせていくと、それが最初に言いました情報担当の研修会というように理解しております。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 教育研究所のあり方については、昨年度がスタート、それで2年目になると思うのですけれども、内容が変わりましたですか。

要するに、従来は、正の教員だけが対象ではなかったですか。そではないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育長。

教育長（平田秀三君） 正と臨時という区別はありませんでした。

ただ、勤務体系によって、出張に行けない教員というのはいるわけです。出張が当たらないというのはね。そのことを、おっしゃられているのであれば、それは、ちょっと別で考えております。

要は、研究所におきましては、教職員であれば全員行ける。参加する。希望性ですので、希望性と同時に半強制的な部分も若干はあります。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第56号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第56号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第56号、財産の取得について（教育用パソコン等）は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 議案第57号 町道路線の変更について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第22、議案第57号、町道路線の変更についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第57号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

町道路線の変更案件1路線を上程しております。

整理番号30435号、路線名、徳久125号線は、河川改修事業に伴い路線の終点を佐用町

下徳久 738 番地先から佐用町下徳久 706 番地 4 先に、延長を 74.53 メートルから 393.99 メートルに変更しようとするものでございます。

以上、町道路線の変更につきまして、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案の説明といたします。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 57 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 57 号について、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 57 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 57 号、町道路線の変更については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 23. 議案第 58 号 佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 23、議案第 58 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 58 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律が平成 28 年 11 月に改正され、平成 29 年度以降扶養手当の支給額が段階的に変更されることになりました。この変更により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が平成 29 年 3 月 29 日改正されたことに伴い、佐用町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、補償基礎額の加算額を平成 29 年度と 30 年度で段階的に改定しようとするものでございます。

以上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 58 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） 今、説明ありましたが、段階的に上がるとか、料金が一部何ぼか変わっていておりますが、これが変わることによって、佐用町として影響は、どのようになりますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） これ扶養手当の支給額によりまして、この補償額も加算額が変わってくるわけですね。扶養手当が配偶者であるとか、その子供であるとか、それから、孫とか満60歳以上の父母とか祖父母、それから、満22歳に達する以後の弟とか妹、そういうような形で、また、重度心身障害者という形で加算額が決まっております。

これが、段階的に29年度だったら、例えば、配偶者であれば加算額を333円にしますよということで、妻にかかわるものについては、加算額が下がってくるわけですね。扶養手当も下がりますので、そういうような形で、30年度は217円という形になります。

逆に子供さんとか、そういう方に関しましては扶養手当の額は上がっていきますので、加算額も上がってくるということになります。

その影響度なのですけれども、平成28年度で補償を受けられた方2人、けがをされた方が2人いらっしゃいます。29年度は、まだいらっしゃらないということを知っておりますので、その人数によって変わってきますけれども、額は、（聴取不能）というのは、なかなか、ここでは申すことはできませんけれども、けがも何人出てくるかによって影響が出てくるということになります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） けがする人の人数によっても変わってくるのだらうと思うのですが、その中身的には、そんなに大した変わり種というのがないというような感じやね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 金額的には、配偶者の方で28年度は433円の加算が333円に今年はなるといこと、それから、子供さんであれば、例えば、217円が267円という形でございますので、その扶養の種類に応じて変わってきますので、そんなに大きな影響というのではないのではないかとはいふうには考えております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 58 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 58 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 58 号、佐用町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 24. 議案第 60 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第 25. 議案第 59 号 佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 24 に入ります。
日程第 24 と日程第 25 を一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、並びに日程第 25、議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、一括上程をいただきました議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例及び議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 60 号から説明を申し上げます。

佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例でございますが、兵庫県の福祉医療費助成事業において 65 歳以上 69 歳以下を対象とする老人医療費助成事業を廃止し、新たに高齢期移行助成事業が創設をされました。それに伴い、町条例の一部を改正し、県と同じく 7 月から施行しようとするものであります。

改正内容につきましては、対象者となる者の名称を「老人」から「高齢期移行者」に変

更し、新たに 65 歳になる非課税世帯の方でも一定の所得を有する世帯の方には、高齢期移行者本人が身体的理由等から日常生活ができない者であることが医療費助成の対象者となる要件とするものであります。

また、今回の条例の一部改正において、将来を担う子供たちを育てる教育と子育て環境の取り組みの一環として、子育て世帯の医療費負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成における所得要件を廃止し、本年 7 月より、乳幼児の全員を対象者として医療費の一部負担金を無料化しようとするものでございます。

次に、議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございますが、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の規定を整備するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております、議案第 60 号並びに議案第 59 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定していますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

まず、議案第 60 号についての質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 委員会付託されるわけですが、今回、提案されている福祉医療助成条例の改正の内容で、1 つは兵庫県の県の制度の改正に伴う改正。それから、もう 1 つ乳幼児医療は町独自の助成という 2 つを抱き合わせた形になっているのですか。伺います。

[住民課長 挙手]

議長（岡本安夫君） 住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） ただ今、平岡議員が質問されたとおりでございます。2 つを一括として、7 月 1 日施行で条例の提案をさせていただきます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありますか。

ないようですので、これで議案第 60 号に対する質疑を終結します。

続いて、議案第 59 号について、質疑ありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで議案第 59 号に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 60 号並びに議案第 59 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 24、議案第 60 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、並びに、日程第 25、議案第 59 号、佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26. 議案第 61 号 佐用町営住宅条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 26、議案第 61 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 61 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

改正の内容といたしましては、折口住宅の除却に伴う管理戸数の変更と、下徳久住宅の名称の改正でございます。

まず、折口住宅は全 10 棟 20 戸を管理していましたが、平成 28 年度に移転の完了をしました 9 棟 18 戸を除却したため、別表中の戸数を 20 戸から 2 戸に改正をするものでございます。

下徳久住宅は、別表中の名称 G・J 棟となっていたため、全ての棟名を入れた G・H・I・J 棟に改正するものであります。

それぞれ、ご承認いただきますようお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決とします。

これから議案第 61 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 金谷議員。

8 番（金谷英志君） 折口住宅のことをお聞きしたいのです。除却が、移転が 2 戸が終わっていないということで、状況も私、把握しているのですけれども、その全部除却して、跡地の活用なりが出てくると思うのですけれども、その後の、この折口住宅の（聴取不能）、2 戸の移転が済んでからか、全部終わってからか、2 戸の移転が済まない、除去が進まないままでも、計画は、どういうふうにならなっていくとお考えでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 折口住宅全てを移転、除却して計画で、それぞれ入居者の方と話をさせていただいてきました。

しかし、どうしても、この2戸について、まだ、そうした同意が得られないという中で、18戸除却しております。

除却した後、敷地がずっと、そのまま未利用地になりますので、この将来的には、この2戸も除却をするという前提で、後の活用計画を考えて、まずいきたいと思います。

それによって、活用の内容によっては、今の住宅が除却しない、できなくても、先に今除却した部分を活用することができる可能性があります。それであれば、そういう形で、できるだけ早く活用を図ることが必要ではないかなというふうに考えております。

あそこの土地につきましては、一部お寺が上にありまして、お寺の駐車場も、ほとんどないという状況ですし、また、駅にも近いですし、非常に環境的にも、場所的に日当たりもいいところです。ですから、宅地、分譲地のような形で売却ができれば、今の2戸があっても、最終的な新しい道路なり、また、区画を考えて、先に分譲することは可能かなという事は考えております。以上です。

8番（金谷英志君） わかりました。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 2戸残っておるのですけれど、その残っていらっしゃる方との話し合いは、どこらへんまでいっておるのですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 現在、移転のほうを交渉しておるわけなのですが、ほかの住宅へ移っていただけないかとかいうことで、交渉は進めておるのですが、ほかの住宅に移ると家賃の変更があったりとかいったことで、同意いただけていないというのが現状でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） ある程度は、タイムリミットなのか、期限切って、いつまで、こういうような格好でお願いしますとかいうようどこまでも、まだ、行っていないん。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） そうですね、やはり生活されている状況といたしますか、そういったものもあって、後、これ2戸残っておるのですが、その2戸のうち1戸にだけ、お一人だけ入居されておるのですけれども、なかなか同意が得られないという状況でございます。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 町長の発言で、除却されていない住宅がありつつも、除却した土地の分譲開始という形で考えているということでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まだ、分譲を開始するという事までは、私も申し上げておりません。

この活用として、近隣の例えば、そういう利用をしたい人たちのお話も聞かなきゃいけませんし、かなり広い土地ですから、場所的には、活用方法としては、そうした住宅地が適当ではないかなという感じはしているのですけれども、それには、そのための区画をきちっと整理をして、区画をして、また、新たな、例えば中に道路を区画するための道路を、必要であれば、道路の整備もしなきゃいけないというようなことがあります。

ですから、当然、そうした計画をする上でも、何に、まず、活用することが一番適当かということ、そのことから決めていきたいと思っております。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 廣利議員。

4番（廣利一志君） 要するに、まだ分譲云々は、まだ決まっていない。活用について考えるということなのではございますけれども、私も使いたいという方の話も伺ったところ、要するに優先は、やっぱり今、同意されていない方のところを、やはり優先したほうがいいのではないかなと。

要するに活用、ありつつも活用という形は、交流あるいは活用したいという方は、やっぱり、その住宅があると、やっぱり活用しにくいという話もされていたんですね。

だから、その意味では、まだ、交渉が途中であるということからすると、やっぱり優先すべきは、まず、今おられる方との交渉を優先すべきかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 私は、そういうふうな活用したいというような、具体的な話は、全く耳にしておりませんが、そうしたお話が、地元にお話をさせていただいた時にあれば、それを含めたところということと考えられるということになれば、当然、移転されてから活用という形になります。

移転についても、ずっとこれ、ある程度、期限を設けながら交渉をしてきているのですが、なかなか1戸だけが同意が得られない。強制的な退去ということは、やっぱりできませんので、今回、このような状態になっていますけれども、現在ある住宅が、ある意味では、一番端のほうにありますから、その分だけを残して、あと18戸分を除却をしております。

ですから、今後の利用目的において、それはどういう時期に、活用を考えるか、事業を行うか、これは今後考えていくべきことだと思いますが、一応、今日は、まだ1戸残っておりますけれどもね、この形が、いつまでも、こういう形で除却したままで置いておくわけにはいきませんので、住宅条例としては、こういう変更をさせていただくということになります。

[廣利君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 除却した土地の、その活用の仕方については、要するに、一般に分譲するという形もあるでしょうけれども、例えば、三日月の文化センター、支所のところについては、前から言われているのですが、駐車場の問題があります。駐車場が少ない。2つの会合があると、やっぱり駐車場がいっぱいになってしまう。

例えば、今、除却が残っているところを含めた半分、例えば、半分以上を駐車場にするとかというような活用のところのお考えというのはないでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そこまでの、まだ、検討していませんから、今後、そういう提案なり、いろんな地元からお話、また、廣利議員も、そういう提案もいただければ、そういうことも含めて、いろんな角度から検討をしたらいいのではないかなと思いますけれども。

議長（岡本安夫君） ほかに質疑はありませんか。
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 61 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 61 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 61 号、佐用町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 27. 議案第 62 号 佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 27、議案第 62 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 62 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正に伴うものでございまして、条例第 1 条の改正につきましては、本条例の制定根拠である法律の項番号が繰り下げになったため、いわゆる「項ズレ」に起因して行うものでございます。

条例第 2 条につきましては、地域包括支援センターの職員の基準を定めているところでございますが、主任介護支援専門員更新研修が導入されたことに伴いまして、介護保険法施行規則第 140 条の 66 の条文中、主任介護支援専門員の定義部分が改正をされましたので、同条を引用規定している部分につきまして、同様に改めるものでございます。

ご承認いただきますように、お願い申し上げます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。
なお、本案につきましては、本日即決とします。
これから議案第 62 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 第 2 条の関係で、主任介護支援専門員、それで、括弧書きのところ、研修云々、5 年経過した者にあつてはという条文が加わっているのですけれど、先ほど、提案の説明の中で、説明はあつたのですけれど、具体的に、本町でこの改正の具体化というのは、どんなふうになるのですか。お尋ねします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） お答えいたします。この改正の趣旨は、町長が提案説明で申し上げましたが、主任介護支援専門員ですね、これはいわゆる介護支援専門員というようなものは、いわゆるケアマネでございます。

それで、その主任ケアマネというのは、従前は、主任ケアマネの研修というものを受ければ、ケアマネである以上、その主任という文言がついた資格を永久的に持つことができたわけでございますけれども、平成 28 年度から、その主任ケアマネについても、5年ごとの研修が義務づけられました。ですから、この条例改正の新旧対照表を見ていただいたらわかるわけなのですけれども、現行は、第 2 条の第 1 項の第 3 号なのですけれども、ここに主任介護支援専門員ということで規定があるわけなのですけれども、この主任介護支援専門員という定義は、介護保険法の施行規則第何条に定めるものという、こういう一文だけで、主任ケアマネの定義はよかったですのですけれども、先ほど言いましたように、平成 28 年度から主任ケアマネについても 5 年ごとの研修が義務づけられましたので、そういった文言に主任ケアマネの定義が介護保険法施行規則で、その更新研修を受けた者でないといけませんよということが書き加えられました。

ですから、本町のこの条例におきましても、そこの介護保険法施行規則のその部分を丸写ししております。引用しておりますので、それと同じように改正を行ったということでございます。

以上でございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） それで、もう少し具体的なところなのですけれど、佐用町の場合、いわゆる主任介護支援専門員は、何人おられるいうたらあれですけど、具体的にどのようになるのかということで、聞きたかったので、その 5 年ごとに、それを更新しようと思ったら、研修を受けなければならないということになるという説明だったかと思うのですけれど、そうした場合、研修費に伴う費用が発生したりするかと思うのですが、そういう点であるとか、今の現場で主任介護専門員、仕事上大事な役割を果たされていると思うのですけれど、そこらへんの関係がどんなふうになるのかなと思って、もう少し、説明お願いできますか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

主任ケアマネは、これは町内の介護の事業所には 8 名いらっしゃいます。そのうち 1 名は、佐用町の職員、地域包括支援センターの職員 1 名を含んで 8 名ということでございます。

それで、その方々は、更新研修ということで、今後は、5 年ごとに 46 時間の講習を受けなければならないということで、おそらくですけれども、神戸か大阪まで何日間か通う

ことになろうかと思しますので、まだ、1回もこれ、佐用町では受けた実績がございませんので、費用とか、そういうものはわかりませんが、おそらく1週間程度、神戸か大阪に通って研修を受けなければならないのではないかと思いますので、その費用が佐用町では1人分、あと、それぞれの介護の事業所において発生するということになろうかと思えます。

ただし、その8名というのは、日ごろ、先ほど言いました介護事業所というのは、佐用町内にある介護事業所で、私どもと、日ごろつき合いがあるといえますか、そういったことで把握している人数でありまして、いよいよ佐用町内の方で、何人いらっしゃるかということは、佐用町への主任ケアマネの登録制度とか、そういうことはありませんので、知る由がないといえますか、私どもでは、そういう正確な数字というものは把握できないわけでございます。以上でございます。

議長（岡本安夫君） いいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） これ5年ごとに研修を受けんとあかんということになりましたけれど、それを受けなかったら、受けることができなかったら、そのケアマネから外れて、下のただ単なる、そういうあれになるということ？

それと、これは研修については、厚生省かどっかがやるん？やるのは、どこがやるん？

〔高年介護課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

おっしゃるとおり、この主任ケアマネの更新研修を受けなければ、主任ケアマネでなくなりますので、主任ケアマネは、まず、ケアマネの資格を持っていないとダメなので、主任が外れたケアマネになるということでございます。

ただ、今後は、この主任ケアマネとケアマネの更新を同時に行うというふうになっておりますので、今は経過措置の期間中ですから、そういうことはないのですけれども、主任ケアマネの更新を受けないということは、ケアマネでもなくなるというふうになるのではないかというふうに思います。

それから、もう1点は…。

〔岡本義君「どこがやるん？研修は」と呼ぶ〕

高年介護課長（藤木 卓君） ケアマネの資格は、これは都道府県の認定資格でございますので、それぞれの都道府県が行うこととなっております。以上でございます。

議長（岡本安夫君） ほかにありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。
これより議案第 62 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。
議案第 62 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、議案第 62 号、佐用町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 28. 議案第 63 号 佐用町工場立地法準則条例の制定について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 28、議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定についてを議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

[町長 庵逄典章君 登壇]

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

工場に一定の緑地面積等を確保させ、周辺環境の保全を図るために制定をされている工場立地法の一部が改正され本年 4 月 1 日から、①つ、緑地面積率等について国が定める準則に代えて、町区域において適用すべき準則を定めることができる権限。②つ目、届出事務等、町内に立地する工場に関する事務の権限。が、県から町へ移譲されました。

現在、佐用町では、工場を立地する場合には、国が定める準則により緑地面積率 20 パーセント以上、緑地面積を含めた環境施設面積率は 25 パーセント以上となっております。

都市部とは違い、佐用町においては緑豊かな地域であります。周辺環境に配慮しながらも、地域の実情を踏まえて緑地面積率・環境施設面積率を緩和することにより、工場敷地全体の有効利用が図られ、生産性の向上につながるよう準則条例を制定するものであります。

準則条例の主な内容といたしましては、緑地面積率を 5 パーセント以上、緑地面積を含めた環境施設面積率を 10 パーセント以上とするものでございます。

今回の面積率の緩和は、企業の立地に関して、他市町との競争力を失わない 1 つの条件ともなろうかと思っております。

以上、ご承認をいただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、ただ今議題としております議案第 63 号につきましては、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いします。

議案第 63 号について、質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
ただ今、議題としております議案第 63 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって議案第 63 号、佐用町工場立地法準則条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 29. 議案第 64 号 平成 29 年度 佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について
日程第 30. 議案第 65 号 平成 29 年度 佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）について

議長（岡本安夫君） 続いて、日程第 29 に入ります。
日程第 29 並びに日程第 30 については一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 29、議案第 64 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）について、並びに日程第 30、議案第 65 号、平成 29 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）についてを一括議題とします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 64 号と議案第 65 号につきまして、一括議題とされましたので順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 64 号、平成 29 年度佐用町一般会計補正予算（第 1 号）からご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,215 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127 億 9,211 万 3,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

県支出金につきましては、県補助金 89 万 6,000 円の増額で、雪害被災生産施設等復旧支援事業補助金の追加計上でございます。

繰入金につきましては、876 万 2,000 円の増額でございます。うち、特別会計繰入金は、介護保険特別会計繰入金 23 万 3,000 円の増額。基金繰入金は、財政調整基金繰入金を 852 万 9,000 円増額いたしております。

諸収入につきましては、250 万円の増額で、コミュニティ事業助成金の追加計上でございます。

次に、歳出について説明をいたします。同じく 1 ページでございます。

総務費につきましては、417 万 1,000 円の増額で、うち、総務管理費は 397 万円の増額

で、火災保険料の増額、コミュニティ助成事業補助金の追加計上などでございます。火災保険料については、標準的単価の見直しに伴う増額でありまして、他の費目の火災保険料の増額についても同じ内容でございます。選挙費は、シルバー人材センター業務委託料を20万1,000円増額をいたしております。

民生費につきましては、福祉医療の制度改正に伴う、電算システム開発委託料149万1,000円の増額でございます。

衛生費につきましては、火災保険料9万円の増額。

農林水産業費につきましては、458万5,000円の増額。

農業費におきまして、土づくりセンターの屋根の修繕工事費324万円の追加計上などでございます。

商工費につきましては、14万3,000円の増額で、電気保安業務検査委託料の追加計上でございます。

教育費につきましては、167万8,000円の増額。うち、教育総務費は事務機器リース料を8万7,000円増額。小学校費と中学校費は、火災保険料をそれぞれ20万円増額をいたしております。保健体育費は、平福体育館の照明交換に係る工事請負金119万1,000円を追加計上をいたしております。

以上、佐用町一般会計補正予算の提案の説明といたします。

次に、議案第65号、平成29年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてのご説明をいたします。

今回の補正は、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から、サービス収入につきましては、予防給付費収入81万4,000円の増額でございます。

次に歳出でございますが、サービス事業費につきましては、居宅サービス事業費58万1,000円の増額で、介護予防に係るケアプラン作成委託料でございます。

諸支出金につきましては、繰出金23万3,000円の増額、一般会計への繰出金でございます。

以上、一般会計と特別会計の介護保険特別会計について補正予算の説明を、それぞれ終わらせていただきます。それぞれ、ご承認をいただきますように、お願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（岡本安夫君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第64号並びに議案第65号につきましては、6月12日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

日程第31. 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 31 に入ります。今期定例会に請願 1 件を受理しております。

請願第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請については、会議規則第 87 条第 2 項の規定により委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 1 号を議題とします。

請願について紹介議員の説明を求めます。9 番、山本幹雄君。

〔9 番 山本幹雄君 登壇〕

9 番（山本幹雄君） 件名といたしましては、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

請願趣旨としましては、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究費や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのためには教職員定数改善などの施策が最重要課題となっております。連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書では、7 から 8 割の教員が 1 月の時間外労働が 80 時間となっていること、1 割がすでに精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかになりました。明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、2006 年に国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われておりますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2018 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

記としまして、1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（岡本安夫君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（岡本安夫君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。
これより請願第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
請願第1号について、採択することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、請願第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定しました。

[山本君「議長、動議」と呼ぶ]

議長（岡本安夫君） はい、山本議員。

9番（山本幹雄君） 先ほど請願が採択されましたので、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書（案）を、本日の日程に追加されることをお願いいたします。

議長（岡本安夫君） ただ今、山本幹雄君から、意見書案を日程に追加して議題とするこの動議が提出されました。賛成者は、ありますか。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） この動議は、賛成者がいますので、成立しました。
ここで、暫時休憩をします。

午後02時21分 休憩

午後02時22分 再開

議長（岡本安夫君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
山本幹雄君から、お手元に配付しましたとおり、意見書案が文書で提出されました。
お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程 1 第 1. 発議第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書（案）

議長（岡本安夫君） それでは追加日程第 1、発議第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

この際、お諮りします。本件は請願第 1 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略し、直ちに採決を行いたいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。これより発議第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。発議第 1 号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（岡本安夫君） 挙手、全員です。よって、発議第 1 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2018 年度政府予算に係る意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第 32. 委員会付託について

議長（岡本安夫君） 続いて日程第 32 に移ります。日程第 32 は、委員会付託についてであります。ここで、資料配付のため、しばらく休憩します。

午後 0 2 時 2 4 分 休憩

午後 0 2 時 2 5 分 再開

議長（岡本安夫君） それでは、休憩を解き、会議を続行します。お諮りします。お手元に配付しました議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

議長（岡本安夫君） 以上をもちまして本日の日程は終了しました。お諮りします。明日 6 月 7 日は、本会議を休会したいと思います。これにご異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

なお、次の本会議は6月8日、木曜日、午前10時から再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後02時26分 散会
